

徳島市危機管理センター（仮称）新築工事
実施設計技術協力及び施工業務受託者選定プロポーザル実施要領

I 一般事項

第1 目的

災害時における徳島市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の対応機能の強化及び円滑な市役所業務の継続を目的として令和4年5月に策定した「徳島市危機管理センター（仮称）新築工事基本方針」に基づき、令和4年10月に設計者を選定し、基本設計をまとめたところである。

本事業において整備することとしている徳島市役所本庁舎防災棟及び駐車場棟（以下「徳島市危機管理センター（仮称）」という。）は、発生確率が高まっている南海トラフ地震や、近年多発している大規模災害への対応を目的として整備するものであり、一日も早い施設整備が求められていることに加え、本事業で防災棟内に整備する電気設備や空調設備、給排水設備などのインフラ設備は、防災棟だけでなく本庁舎の既存設備の更新も意図したものであり、本庁舎機能を維持したまま、防災棟との設備ルート構築及びルート切換作業を必要とするため、非常に高い精度の施工計画や、工事中の来庁者や職員の安全性確保に配慮した仮設計画が求められる。

こうしたことから、徳島市危機管理センター（仮称）整備にかかる施工者の選定に際しては、契約方式として ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式の要素を取り入れた先行発注型三者協定方式を採用することとした。

ECI 方式は、設計段階から施工者が早期に事業参画し、施工者の技術力を設計内容に反映させることでコスト縮減や工期短縮を図るものであり、特に先行発注型三者協定方式は、施工者を早期に決定するとともに、基本設計段階で施工費用を契約金額として決定した上で、実施設計の過程に施工者の技術協力を仰ぐことで、価格と一定程度の品質のバランスを発注者が選択できるようになっている点が特徴といえる。

本プロポーザルは、施工者の立場からの高度な技術提案を実施設計に取り入れるため、優れた施工者を選定し、選定された施工者を相手方として実施設計技術協力業務と施工業務を一括で契約することで、スケジュールに遅延を生じることなく事業費内での整備を実現することを目的として行うものである。

第2 用語等の定義

1 実施設計技術協力業務

前項に掲げる事業目的を果たすため、実施設計段階において、施工者が発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案、バリューエンジニアリングによる提案（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」提案。以下「VE提案」という。）及び施工実施方針等を実施設計及び施工に反映させるため、実施する業務をいう。

2 施工者

本プロポーザルの結果、最優秀者と選定された者であり、発注者及び設計者と協定を締結し、実施設計技術協力を行う者。また、実施設計完了後は、施工業務を担う者をいう。

3 設計者

徳島市危機管理センター（仮称）新築工事基本・実施設計業務の受託者をいい、本プロポーザルにおいては、梓設計・象企画設計共同企業体をいう。

4 審査委員会

本プロポーザルにおいて、最優秀者・次点者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する「徳島市危機管理センター（仮称）新築工事实施設計技術協力及び施工業務に係る公募型プロポーザル選定審査委員会」をいう。

5 三者協議会

発注者、設計者及び施工者の三者で構成し、実施設計時に施工者等から提案される高度な技術提案、VE提案、施工実施方針等の採否を検討し、採用となったものを実施設計に反映させるための「徳島市危機管理センター（仮称）新築工事实施設計技術協力協議会」をいう。

第3 工事の概要

1 工事の規模・内容

(1) 防災棟建設工事

（建設用地の既存杭撤去、既存本庁舎の改修及び2階渡り廊下での接続を含む。）

- ア 構造種別 鉄筋コンクリート造 地上4階建
- イ 主要用途 庁舎
- ウ 構造形式 中間層免震構造
- エ 規 模 延べ面積 約3,400㎡
- オ 予定工期 令和6年4月から令和8年2月末まで

(2) 駐車場棟建設工事（建設用地の既存杭撤去を含む。）

- ア 構造種別 鉄骨造 地上3階建
- イ 主要用途 駐車場
- ウ 構造形式 耐震構造（大臣認定駐車場）
- エ 規 模 自走式立体駐車場（3層4段） 延べ面積 約2,100㎡
- オ 予定工期 令和6年4月から令和8年2月末まで

2 敷地の概要

- (1) 所 在 地 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
- (2) 敷 地 面 積 13,447.50㎡（徳島市役所敷地実測面積値）
- (3) 用 途 地 域 商業地域（建ぺい率90%、容積率400%）
- (4) 防 火 地 域 準防火地域
- (5) 日 影 規 制 なし
- (6) 前 面 道 路 北側 市道 通町・幸町線（幅員10.90m）

3 予定価格

施工業務に係る予定価格（提案価格の上限）は次のとおりであるため、業務委託料の積算にあつては、予定価格の範囲内とすること。

5,889,310,000 円（税抜）

※事業費に含む業務内容は基本設計書及び要求水準書を参照すること。

※提案価格（業務委託料見積書による見積価格）が予定価格（税込）を超過した場合は失格とする。

4 実施設計業務等の受託者

梓設計・象企画設計共同企業体

第4 施工者選定の概要

1 発注者及び事務局

(1) 発注者 徳島市

(2) 事務局 徳島市財政部財産管理活用課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地（市役所本館7階）

TEL : 088-621-5052

FAX : 088-623-1008

E-mail : zaisan_kanri_katsuyo@city-tokushima.i-tokushima.jp

2 選考方式

本業務の選考方式は、施工者の高度な技術を実施設計に反映させるため、参加要件を満たす者に対して技術提案及びVE提案（以下「技術提案等」という。）を求め、参加表明書を提出した者（以下「応募者」という。）から提出された技術提案等採用前の施工費による見積額及び技術提案等について実施するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）によって総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」とする。

3 選定方法

最優秀者選定までの手順として、二段階審査を採用する。

一次審査では、応募者について参加資格の確認及び実績等の評価を行い、技術提案書等の提出を要請する者を選定する。なお、提案者は評価点の高い者から順に最大5者とし、審査は事務局が行う。

二次審査では、実施体制及び技術提案等の内容についてプレゼンテーション等及び評価を行い、当該審査の結果に基づき最優秀者及び次点者を選定する。選考にあたっては審査委員会による審査を行うこととし、審査委員会の公平性の確保及び円滑な運営のため、会議は非公開とするとともに、審査委員の氏名については、事後公表とする。

4 実施スケジュール

区分	実施内容	実施期間
一次 審査	プロポーザルの公告・実施要領の配布	令和5年7月 5日（水）
	図面等資料の配布	令和5年7月 5日（水）から 令和5年7月13日（木）まで
	参加表明に関する質問の受付	令和5年7月 5日（水）から 令和5年7月13日（木）まで
	現地見学会（1回目）	令和5年7月11日（火）
	参加表明に関する質問の回答期限	令和5年7月18日（火）
	参加表明書の提出期限	令和5年7月19日（水）
	技術提案書提出者の選定結果通知	令和5年7月21日（金）
二次 審査	技術提案等に関する質問の受付	令和5年7月21日（金）から 令和5年8月 2日（水）まで
	現地見学会（2回目）	令和5年7月25日（火）
	技術提案等に関する質問の回答期限	令和5年8月 7日（月）
	技術提案書の提出期限	令和5年8月21日（月）
	プレゼンテーション等	令和5年8月下旬予定
	審査結果の通知	特定後速やかに通知
契約	仮契約の締結	令和5年9月上旬予定
	本契約の締結（徳島市議会定例会可決後）	令和5年9月下旬予定
	三者協定の締結	令和5年9月下旬予定

第5 契約過程

1 委託契約の締結

本プロポーザルの審査終了後、発注者は受託候補者と契約内容等について協議を行い、作成した仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により仮契約を締結する。

※ 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日から本契約とすることとし、当該契約議案が議会において否決された場合は、その効力を失うこととなる。なお、否決された場合において、仮契約の相手方は、徳島市に対して何らの損害賠償を請求することはできないこととする。

※ 発注者は、仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することができる。

2 三者協議会の組織

発注者、設計者及び施工者は、実施設計時に施工者等から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、協定書を締結し、三者協議会を組織する。

3 三者協議会における協議

本プロポーザル及び実施設計業務の期間中に施工者等から提案された技術提案等を基に、工法や仕様について三者協議会において協議する。

4 実施設計後の変更契約

実施設計業務完了後、発注者は施工者から技術提案等採用後の施工費について見積書を徴収し、必要に応じて変更契約を締結することとする。

なお、変更契約は技術提案等を採用したことによる減額変更を想定しており、発注者からの変更指示及び基本設計時に予見していなかった事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化への対応については別途協議の上決定することとする。

第6 技術協力の概要

施工者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、次のとおり技術協力を行う。

1 業務内容

- (1) 実施設計全般に対する技術検証及び調査
- (2) 施工実施方針及び総合施工計画の検討、提案及び作成
- (3) ローリング計画及びローリング計画に付随する仮設計画の策定
- (4) 工事工程の検討・提案及び工程表の作成
- (5) 技術情報（本プロポーザル時に提案された技術提案等を含む）等の提出
- (6) 既存本庁舎改修を施工しながらの新築工事への配慮に着目した提案
- (7) 技術提案等及び設計補助
- (8) 施工者からの提案による設計変更に関わるあらゆる検討及び必要書類の作成
- (9) コスト管理支援
 - ・ 施工費が契約額以内となる実施設計内容とするための全般的な支援
 - ・ 施工費内訳明細書の作成・更新
 - ・ 発注者又は設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成
 - ・ 全体施工費管理支援
- (10) 三者協議会への出席
- (11) 関係機関との協議資料・申請資料等作成支援
- (12) 発注者が指示する会議体の記録作成
- (13) 報告書の作成
- (14) 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成及び提供
- (15) 材料見本による各種材料選定及び確認支援
 - ・ プレゼンテーションパネルの作成等、工事完了まで発注者が各所材料を決定するために必要となる資料の作成と提供に関わるすべての支援業務を含む。
- (16) 近隣説明補助
 - ・ 必要に応じ、近隣説明用資料の作成、近隣説明会の開催等、近隣説明において必要となるすべての業務

2 履行期間

業務委託契約締結日の翌日から令和6年3月末まで（予定）

3 予定価格

5,390,000 円（税抜）

※提案価格（業務委託料見積書による見積価格）が予定価格（税込）を超過した場合は失格とする。

4 技術協力にかかる配置技術者

「第7 参加資格要件等の2の(2)の⑥」に示す技術協力業務責任者（本業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を配置すること。

5 技術協力にかかる成果物

業務が完了したときは、次の成果物を提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 各種技術検証資料
- (3) 技術提案書及び VE 提案書
- (4) 提案に関する成果物（総合施工計画、工程表等）
- (5) 施工費内訳明細書（技術提案等反映後）
- (6) その他発注者が指示するもの

※ 成果物は、電子データとしても提出すること。

なお、データ形式、提出形状等は調査職員と協議すること。ただし、図面データ形式は PDF 形式、DXF 形式、JWW 形式の3形式での提出とする。

6 支払条件

成果物の確認検査完了後、一括払いとする。

第7 参加資格要件等

1 プロポーザル参加者の構成

本プロポーザルに参加する者は、次に示す特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）又は単独企業とする。

- (1) 2から5業者で自主構成するJVであること。
- (2) (1)の場合は、次の①から③の要件に該当する者であること。
 - ① 代表構成員と徳島市に主たる営業所（以下「本店」という。）を有する構成員（以下「構成員」という。）で構成されていること。
 - ② 代表構成員は建築工事業者とし、構成員は建築工事業者、電気工事業者、管工事業者のいずれかであること。
 - ③ 代表構成員と構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。
- (3) 単独企業

2 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加する JV の代表構成員及びすべての構成員又は単独企業は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 本プロポーザル公告日時点で最新の徳島市の建設工事の競争入札有資格者名簿に登載された者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者
- ④ 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団排除措置要綱による排除措置期間のない者
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

(2) 本プロポーザルに参加する JV の代表構成員又は単独企業は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事について特定建設業の許可を受けており、かつ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- ② 最新の経営事項審査総合評価値（建築一式）が 1300 点以上の者であること。
- ③ 平成 20 年 7 月 1 日から公告日までに、元請人として工事を完了し、引き渡した同種又は類似工事の施工実績を 2 件以上有すること。ただし、2 件のうち少なくとも 1 件は構造形式が免震構造の工事であること。なお、JV の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限るものとする。

※ 同種工事とは、国又は地方公共団体が発注した延べ面積 2,500 m²以上の庁舎（告示 98 号別添二に掲げる建築物の類型第四号の用途等の第 2 類にある庁舎をいう。）並びに警察署及び消防署（告示 98 号別添二に掲げる建築物の類型第十二号の用途等の第 2 類にある警察署及び消防署をいう。）の新築・増築・改築工事とする（増築・改築の場合、当該増築・改築部分の延べ面積がいずれも 2,500 m²以上であること）。

※ 類似工事とは、延べ面積が 2,500 m²以上の事務所等（告示 98 号別添二に掲げる建築物の類型第四号の用途等の第 1 類にある事務所をいう。）及び国又は地方公共団体が発注した延べ面積 1,500 m²以上の庁舎（告示 98 号別添二に掲げる建築物の類型第四号の用途等の第 2 類にある庁舎をいう。）の新築・増築・改築工事とする（増築・改築の場合、当該増築・改築部分の延べ面積が、事務所等にあっては 2,500 m²以上、庁舎にあっては 1,500 m²以上であること）。

- ④ 本業務に対応する建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）の許可業種に関

する資格を有し、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する現場代理人（参加表明書を提出する日以前3ヶ月以上の雇用関係がある者）を施工期間中、専任で配置できること。なお、現場代理人は⑤の監理技術者を兼ねることができる。

- ⑤ 次の項目を満たす監理技術者を施工期間中、専任で配置できること。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - ウ 平成20年7月1日以降に工事を完了し、引き渡した同種又は類似工事に監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。
 - エ 参加表明書等提出時において、所属する建設業者との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があること。
 - オ ⑥の技術協力業務責任者を兼ねることができる。
- ⑥ 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力期間中、配置できること。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - イ 平成20年7月1日以降に工事を完了し、引き渡した同種又は類似工事に監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。
 - ウ 参加表明書等提出時において、所属する建設業者との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があること。
- ⑦ ⑤の監理技術者と⑥の技術協力業務責任者のいずれかをプロジェクト責任者として、全業務完了までの期間配置可能なこと。なお、プロジェクト責任者は技術協力期間及び施工期間において従事し、すべての関係者の窓口となり、対応・調整にあたる者をいう。
- (3) JVの代表構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
JVを構成する者の中で出資比率が最大であること。
- (4) JVの構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ① 徳島市内に本店を有すること。
 - ② 本工事で担当する業務にかかる許可業種につき、許可を有しての営業年数が参加表明書提出日時点において少なくとも5年以上あること。
 - ③ 本工事で担当する業務にかかる許可業種につき、原則としてAランク以上の者であること。
 - ④ いずれの構成員も、他のJVの代表構成員又は構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ⑤ 各構成員の出資比率について、最低出資比率が次表の左欄に掲げる区分に従い右欄に掲げる率以上であること。

区分	最低出資比率
2者で構成されるJV	30%
3者で構成されるJV	20%
4者で構成されるJV	15%
5者で構成されるJV	10%

第8 参加不適格者及び欠格条件

- 1 設計者又はその関係者と資本又は人事面において関連のある者は、本プロポーザルに参加できない。「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合とし、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が、他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう。
- 2 応募者が審査委員又は関係者と本プロポーザルに関する接触を求めた時は失格とする。
- 3 応募者が、参加表明書等提出後、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けた場合には、失格とする。

第9 函面等資料の配布

公告後速やかに、本プロポーザルの参考資料として、徳島市危機管理センター（仮称）新築工事基本設計書等の関係資料を配布する。

- 1 配布期間
令和5年7月5日（水）から7月13日（木）までの午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日を除く。）
- 2 配布場所
事務局窓口
- 3 配布方法
配布を希望する者は、事前に事務局に電子メールにて資料受領希望日の連絡を行い、受領当日は秘密保持に関する誓約書（様式6）を提出した上で、事務局からPDFファイル等を書き込んだDVD-Rの配布を受けるものとする。
- 4 配布資料の回収
一次審査において技術提案書の提出者に選定されなかった場合は、非選定通知の受領後、速やかに配布資料を返却するものとし、それ以外の場合は、ヒアリングの際に返却するものとする。

第10 その他留意事項

- 1 使用する言語、通貨及び単位
使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 2 費用負担
提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等にかかる費用はすべて応募者の負担とする。

II 参加表明及び一次審査に関する事項

第1 提出書類等について

1 提出書類等

(1) 応募者は、次の書類を提出すること。

提出書類	様式	提出部数
① 参加表明書	様式1	1部
② 施工実績調書	様式2	15部※
③ 現場代理人の資格調書	様式3	15部※
④ 監理技術者の資格及び実績調書	様式4	15部※
⑤ 技術協力業務責任者の資格及び実績調書	様式5	15部※
⑥ 秘密保持に関する誓約書	様式6	1部
⑦ 参加資格要件チェックリスト	様式7	1部
⑧ 特定建設工事共同企業体構成員表	様式8	15部※
⑨ 特定建設工事共同企業体協定書の写し	任意様式	15部※

※1部ごとに左上1か所をステープラー留めすること。

※単独企業での参加の場合は、⑧及び⑨の書類の提出は必要ない。

(2) JVの代表構成員は、構成員に係る前項の⑥、⑦の書類についても取りまとめの上、前項の資料と合わせて提出すること。

2 提出場所

事務局窓口

3 提出方法

令和5年7月19日(水)午後5時までに事務局へ提出すること。

提出方法は、事務局への持参を原則とする(窓口設置の受付簿へ所属と担当者名の記載が必要。)が、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて上記期限必着で郵送すること。

4 提出書類作成上の注意

(1) 参加表明書(様式1)

申請担当者連絡先には、本プロポーザルに関する手続を担当する者(営業担当等)を記載すること。

(2) 施工実績調書(様式2)

- ・ 「第7-2 参加資格要件」(2)の③の要件を満たす実績を記載すること。
- ・ コリンズ((一財)日本情報総合センターによる工事实績情報登録)登録の有・無のいずれかに○をすること。有の場合はコリンズの写しを、無の場合は契約書(工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分)の写しを添付すること。なお、コリンズ等で実績確認が困難な場合は、別途、平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容が確認できる資料を添付すること。

(3) 現場代理人の資格調書(様式3)

- ・ 「第7 2 参加資格要件」(2)の④の要件を満たす、本工事に配置予定の現場代理人について記入すること。
 - ・ 記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
 - ・ 所属する企業との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があることを証明するもの(健康保険証等)の写しを添付すること。
 - ・ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事しているすべての工事について記載すること。当該工事の従事状況に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- (4) 監理技術者の資格及び実績調書(様式4)
- ・ 「第7 2 参加資格要件」(2)の⑤の要件を満たす、本工事に配置予定の監理技術者について記入すること。
 - ・ 記載した資格を証明するものの写し及び、実績を証明するものとして工事内容を証明する書面(従事したことがわかるものであれば形式は不問。)を添付すること。
 - ・ 所属する企業との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があることを証明するもの(健康保険証等)の写しを添付すること。
 - ・ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事しているすべての工事について記載すること。当該工事の従事状況に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- (5) 技術協力業務責任者の資格及び実績調書(様式5)
- ・ 「第7 2 参加資格要件」(2)の⑥の要件を満たす、本工事に配置予定の技術協力業務責任者について記入すること。
 - ・ 記載した資格を証明するものの写し及び、実績を証明するものとして工事内容を証明する書面(従事したことがわかるものであれば形式は不問。)を添付すること。
 - ・ 所属する建設業者との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があることを証明するもの(健康保険証等)の写しを添付すること。
 - ・ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事しているすべての工事について記載すること。当該工事の従事状況に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- (6) 共通
- ① 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記入欄が不足している場合は、適宜、当該様式に追加すること。
 - ② 提出書類は片面のみの使用とすること。
 - ③ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
 - ④ 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので発注者が認めたもの、又は発注者が指示するものは除く。
 - ⑤ 提出書類は、必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その際、記載に該当する内容がない旨をそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
 - ⑥ 提出された書類や図書等は返却しない。

第2 参加表明に関する質問の受付・回答

1 質問書の提出方法

参加表明書の提出に関する質問がある場合は、次項の受付期間内に質問書（様式9）を電子メールにて事務局に送付すること。また、その際の件名は、「徳島市危機管理センタープロポーザルに関する質問（応募者名称）」とすること。

2 質問書の受付期間

令和5年7月5日（水）から令和5年7月13日（木）午後5時まで

3 質問に対する回答

令和5年7月18日（火）までに電子メールにて回答するとともに、徳島市ホームページに掲載する。

また、回答内容については、本実施要領の追加又は修正項目として、本要領と同様に扱うものとする。

第3 現地見学会（以下「見学会」という。）の実施

見学会の開催は次のとおりとし、時間及び集合場所は市が個別に指定する。

1 開催日時

第1回 令和5年7月11日（火）

第2回 令和5年7月25日（火）

2 参加方法

開催回ごとに定める申込期間内に、事務局へ電子メールで申し込むこと。

なお、送信メールの件名は「徳島市危機管理センター・現地見学会申込」とすること。

第1回申込期限 令和5年7月10日（月）正午まで

第2回申込期限 令和5年7月24日（月）正午まで

3 留意事項

(1) 見学会への参加は任意とする。なお、本見学会への参加の有無は、評価の対象とならない。

(2) 1社あたりの所要時間は2時間、参加できる者は5名を上限とする。

(3) 本見学会は物量把握の参考として行うものであり、配布資料等に関する現地での質問等は受け付けない。

第4 一次審査の結果通知

一次審査の結果は、令和5年7月21日（金）、すべての参加申込者に対し電子メール及び書面にて通知する。

また、応募者多数の場合は、参加資格の確認及び実績等の評価により、評価点の高い者から順に最大5者を、技術提案書等を提出できる者として選定することとする。

いずれの場合においても、問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

なお、一次審査で技術提案書等提出者として選定後、二次審査までの間において、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けた場合には、選定を無効とする。

Ⅲ 技術提案等に関する事項

第1 技術提案等の取扱い

本要領において求める技術提案等は、プレゼンテーション等を通じてその実現性や効果を確認しながら、応募者の技術力や本事業への適正等を評価するための資料として用いることを想定しているため、プロポーザル時点で詳細工法や材料の確定を求めるものではなく、また、実施設計に反映することを確約するものでもない。

各提案の採否については、契約後の三者協議会において検討し、実施設計に反映することとなる。その際、施工者は、技術提案書及び VE 提案書に記述した内容について、提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術、見積及び見積根拠に関する情報を提供するものとする。

第2 提出書類等について

1 提出書類等

提案者は、次の書類を提出すること。

項目	提出書類	様式	提出部数
技術提案	技術提案提出書	様式 10	1 部
	技術提案書【テーマ A】	様式 11-1	1 5 部
	〃 【テーマ B】	様式 11-2	1 5 部
	〃 【テーマ C】	様式 11-3	1 5 部
	〃 【テーマ D】	様式 11-4	1 5 部
VE 提案	VE 提案提出書	様式 12	1 部
	VE 提案総括表	様式 13	1 5 部
	VE 提案書（1 提案ごとに作成）	様式 14	1 5 部
業務委託料 見積書	業務委託料見積書	様式 15	1 部
	業務委託料見積内訳書	様式 16	1 部
	業務委託料見積内訳明細書	任意様式	1 部

2 提出場所

事務局窓口

3 提出方法

令和 5 年 8 月 21 日（月）午後 5 時までに事務局へ提出すること。

提出方法は、事務局への持参に限ることとし、郵送等による提出は認めない。また、事務局による提出書類の確認後、受付番号を付した受領書を交付するものとする。

4 提出書類作成上の注意

(1) 技術提案について

① 提案を求める内容

各提案については、それぞれ次の内容に留意して作成すること。

技術提案書の様式は A4 判タテ・片面印刷とし、テーマごとに 1 枚程度で作成すること。

また、提出時はテーマ A から D の順に 1 冊にまとめ、左上をステープラーで留めること。

【テーマ A】 技術協力段階及び施工段階における実施体制（様式 11-1）

- 技術協力段階及び施工段階における実施体制、並びに発注者及び設計者との協議により実現できる効果的かつ具体的な取組を記述すること。
- 今回の契約方法のメリットを生かすための工夫を提示し、その内容について具体的に提案すること。
- 本事業における課題として考えられる項目を提示し、その解決方法について具体的に提案すること。

【テーマ B】 工程管理に係る技術的所見の提案（様式 11-2）

- 本工事の概略工程表を提示すること。
- 工程上重要となるマイルストーン設定、及びクリティカルパスについての技術的所見を記入すること。
- 工期短縮が図れる場合は、その方法及び短縮可能な期間を具体的に提案すること。
ただし、工法・工事手順の見直しや合理化等による工期短縮の提案は可とするが、発注者又は設計者による作業期間の短縮に関する提案は認めない。

【テーマ C】 施工上の課題に係る技術的所見の提案（様式 11-3）

- 施工を円滑に進めるために行う関係者とのコミュニケーション手法について提案すること。
- 来庁者及び職員並びに自動車の動線確保の方法及び施工時の騒音・振動への対策など、既存本庁舎にて業務を行いながら、安全かつ円滑に施工を行うための工夫について具体的に提案すること。
- 本庁舎にて業務を行いながら、既存本庁舎の改修及び既存設備配管からの切替作業を安全かつ円滑に行うための工夫について具体的に提案すること。
- 工事期間中における周辺地区の住環境への配慮や周辺道路の交通問題、安全性の確保について具体的に提案すること。
- 工事中的コスト増加を抑制できるコストコントロール手法について提案すること。
- 施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫及びライフサイクルコストを低減するための工夫について具体的に提案すること。
- 地震等の自然災害に対する安全対策の強化に資する工夫があれば提案すること。

【テーマ D】 地域貢献に関する提案（様式 11-4）

- J Vでの参加の場合は、構成員の出資比率の合計を提示すること。
- 業務委託料見積書中、施工業務に係る見積額に対する市内事業者等への発注額の割合を提示すること。

ここで市内事業者等への発注額とは、以下に示す発注額の合計をいう。

- a 一次下請けにおける市内事業者への発注金額
元請から一次下請けとなる市内事業者に発注した金額を算出対象範囲とする。
- b その他市内事業者への発注金額
 - ・資材等購入費：元請から直接その他市内事業者へ発注した金額を算出対象範囲とする（燃料費等を含む）。
 - ・住居等費用：元請が直接その他市内事業者から調達した社宅借上料やホテル等宿泊費・飲食費などを算出対象範囲とする（レンタカー・タクシー代等を含む）。

なお、実績金額を工事段階で契約書及び注文書並びに領収書等により確認するので、確実に履行可能な金額で提示すること。達成できない場合（領収書等で確認ができない場合を含む。）は本要領「V-第5-提案書内容不履行の場合の措置」の対象となる可能性がある旨留意すること。

- 市内建設事業者の活用方法について提案すること。
- 徳島市内生産品の積極的な活用及び市内事業者からの建設資機材の購入計画について提案すること。
- 上記以外の業種について、市内事業者の活用方法があれば提案すること。
- その他、徳島市の域内経済循環の向上に資する工夫があれば提案すること。
- 各項目の経済効果について、可能な限り数値化して記載すること。
- ※ 市内事業者とは、徳島市内に本店を有する企業をいう。
- ※ その他市内事業者とは、所在地が徳島市内にある事業者をいう。
- ※ 市内建設事業者とは、徳島市内に本店を有する建設業法における建設許可業者をいう（工種は問わない）。

(2) VE提案について

① 提案を求める内容

- VE提案は、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。
- VE提案は、1項目あたりの工事費低減額が100万円以上（直接工事費のみ、消費税及び地方消費税を除く）のものを対象とし、最大提案数は10件とする。
- 施工者の実施設計への参画が工程の後期となることを踏まえ、実現可能な内容とすること。

② 提案書類作成上の注意

ア VE提案総括表（様式12）

提案するすべてのVE提案の総括表として作成すること。

イ VE提案書（様式13）

VE提案ごとに作成することとし、次に掲げる事項について記載すること。

- 基本設計書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的
- VE提案が採用された場合における工事費の縮減金額（諸経費を含む）及びランニングコストの縮減金額（30年相当概算金額）

- 工業的所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱に関する事項
- その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策
- 諸経費は VE 提案ごとに計上すること。

ウ その他

VE 提案総括表、VE 提案書の順に 1 冊にまとめ、左上をステープラーで留めること。

なお、VE 提案書は番号順に並べること。

③ VE 提案の範囲

次に該当するものは原則として VE 提案の対象とすることができない。ただし、エースについては、該当する場合であってもライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的に大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。

ア 法令等に抵触する恐れのあるもの

イ 防災性・安全性が低下するもの

ウ 構造性能の低下を伴うもの

エ 基本設計書に示す機能・性能・品質が低下するもの

オ 配置計画・平面計画・外観デザインにおいて機能・性能・品質が低下するもの

カ 設備計画において機能・性能・品質が低下するもの

キ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの

ク 工事中の騒音・振動が大きく増加するもの

ケ 環境負荷が大きく増加するもの

コ 維持管理の困難さや過度なメンテナンスコスト増加をもたらすもの

サ 災害対応機能の低下に直接関連すると予想されるもの

シ 本工事範囲から別途発注工事への振替などによる工事範囲の変更など、事業全体のコスト低減につながらないもの（工事範囲の変更について、具体的な資金調達案の提示等によりコスト削減に大きな効果があると考えられるものは除く。）

ス その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

④ VE 提案の考え方

総合的な観点から、大きな効果が得られると認められる柔軟な提案を求める。

提案にあたっては、施工者の実施設計への参画が工程の後期となることを踏まえ、実現可能な内容とすること。

ア 配置計画に関わるもの

配置計画の変更を伴う提案は原則としてできない。ただし、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

イ 面積・高さに関わるもの

(ア) 延べ面積は基本設計書に示す数値を基準とする。ただし、延べ面積の削減を伴う提案で総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

(イ) 建築物の高さは基本設計書に示す数値を基準とする。ただし、建築物の高さの変更を伴う提案について、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

(ウ) 主要諸室の天井高は、基本設計書に示す数値を基準とする。

ウ 平面計画に関わるもの

(ア) 主要諸室のレイアウト・間仕切り壁の位置は、原則として変更できない。ただし、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

(イ) 主要諸室の面積は基本設計書に示す数値を基準とするが、柱の形状や寸法、位置の変更に伴う微修正は可能とする。

エ 構造計画に関わるもの

(ア) 基本設計書に示す耐震安全性の目標を遵守すること。

(イ) 構造種別及び構造形式は変更できない。

(ウ) 上記を満たした上で、総合的に大きな効果が得られる構造提案を求める。

オ 設備計画に関わるもの

基本設計書に示された各設備基準（機能、性能、品質）を下回らないこと。

カ その他

基本設計書に示す諸室及び設備が備えるべき機能・性能を遵守すること。

(3) 業務委託料見積書について

① 見積を求める内容

- 技術協力業務委託料及び技術提案等を採用する前の施工費について見積もること。
- 基本設計書及び要求水準書の内容を承知した上で、また、これらの資料に表記されていない場合でも、本業務を完了するために必要となるすべての材料や作業、及び当然必要とされる内容を想定し、見積に反映すること。

② 見積書類作成上の注意

ア 業務委託料見積内訳書（様式16）

施工業務にかかる委託料見積額の内訳について、様式に定める項目ごとに記載すること。

イ 業務委託料見積内訳明細書（任意様式）

(ア) 内訳明細書の様式は提案者の任意とする。ただし、提案者名称及び頁数／全体頁数を各頁のフッター部に表記すること。

(イ) 内訳明細書には、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

(ウ) 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は行わないこと。

ウ その他

業務委託料見積書、業務委託料見積内訳書、業務委託料見積内訳明細書の順に1冊にまとめ、左上をステープラーで留めること。

(4) 共通事項

① 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記入欄が不足している場合は、適宜、当該様式に追加すること。

② 提出書類は片面のみの使用とすること。

- ③ 文字の大きさは10.5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。
- ④ 技術提案書、VE提案総括表及びVE提案書については、審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。
- ⑤ 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので発注者が認めたもの、又は発注者が指示するものは除く。
- ⑥ 提出書類は、必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その際、記載に該当する内容がない旨をそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合がありますので注意すること。
- ⑦ 提出書類は書面のほか、データ形式（CD-R又はDVD-Rに保存）でも提出すること。データ形式はPDFデータを基本とし、VE提案総括表（様式13）、VE提案書（様式14）、業務委託料見積書（様式15）、業務委託料見積内訳書（様式16）についてはPDFデータ及びマイクロソフト社製のExcelデータを提出すること。
- ⑧ 提出された書類や図書等は返却しない。

第3 技術提案等に関する質問の受付・回答

1 質問書の提出方法

技術提案等に関する質問がある場合は、次項の受付期間内に質問書（様式9）を電子メールにて事務局に送付すること。また、その際の件名は、「徳島市危機管理センタープロポーザルに関する質問（提案者名称）」とすること。

2 質問書の受付期間

令和5年7月21日（金）から令和5年8月2日（水）午後5時まで

3 質問に対する回答

令和5年8月7日（月）までに電子メールにて回答するとともに、徳島市ホームページに掲載する。

また、回答内容については、本実施要領の追加又は修正項目として、本要領と同様に扱うものとする。

第4 プレゼンテーション等の実施

提案者による技術提案等のプレゼンテーション等への評価を実施し、最優秀者及び次点者を選定する。

1 開催日時

令和5年8月下旬 ※後日通知

2 開催場所

徳島市役所

3 内容

- 提出された技術提案書類等をもとに、本業務のプロジェクト責任者が中心となり、業務に対する自社の能力や実績、熱意等についてプレゼンテーションを行う。
- 提案者からのプレゼンテーションの後、審査委員会によるヒアリングを行う。
- ヒアリングにより求める内容は、技術提案等の説明、審査委員からの質疑及びそれに対する回答とする。

4 実施要領

- 提案者による提出書類の説明（モニター使用等による 25 分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による 25 分程度のヒアリングで構成する。
- プレゼンテーション等に参加できる者は、現場代理人、プロジェクト責任者を含む 5 名以内とする。
- プレゼンテーションは、各提案者が用意したパソコンを用いて説明すること。また、追加資料等の配付は認めない。ただし、技術提案書等に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）、静止画像を使用することは可とする。
- プレゼンテーション実施時は、企業名は伏せること。また、企業名を特定できるもの（バッジ等）も身に付けないこと。
- モニター（又はプロジェクター及びスクリーン）、HDMI ケーブルは事務局で準備する。それ以外に必要な機器（パソコン等）は提案者が持参すること。
- プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順に事務局において抽選し、決定する。

IV 審査（二次審査）

第1 審査方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会が行うこととし、技術提案書等に基づくプレゼンテーション等の内容に基づき客観的に評価する。

第2 評価方法

1 評価事項に対する配点

項目		評価項目	配点	
技術提案	テーマ A 技術協力及び 施工段階にお ける実施体制	技術協力段階における実施体制及び取組内容	5.0	15.0
		施工段階における実施体制及び取組内容	5.0	
		ECI 方式の活用程度及び課題の解決策の提案	5.0	
	テーマ B 工程管理に係 る技術的所見 の提案	全体工程の考え方及び工程管理上のポイントの整理	7.0	21.0
		工程遅延リスクの抽出とその解決策	7.0	
		品質確保した上での工期短縮の工夫	7.0	

	テーマC 施工上の課題に係る技術的所見の提案	居ながら工事への配慮及び既存本庁舎の改修・既存設備配管からの切替作業への配慮	9.0	23.0
		施工計画上のリスクの抽出とその解決策	7.0	
		コストの調整・管理及びライフサイクルコストの低減に資する提案	7.0	
	テーマD 地域貢献に関する提案	共同企業体や地元下請け業者への発注等への配慮 ①JVの構成員の出資比率の合計 40%以上の場合は、2.0点 40%未満の場合は、1.0点 ②市内事業者等への発注額（以下「地域貢献金額」という。）として、業務委託料見積書中、施工業務に係る見積額の10%以上の金額を提案した者を4.0点とし、それ以外の提案者は次の式より算出する。 地域貢献金額の割合（※）×40 （小数点第2位以下を切り捨て） ※地域貢献金額の割合＝地域貢献金額／業務委託料見積書中、施工業務に係る見積額	6.0	12.0
		工事以外の購買等にかかる地元への経済的貢献	3.0	
		その他の地域貢献、域内経済循環に資する工夫	3.0	
VE提案	提案内容の実現性・確実性	3.0	9.0	
	提案内容により期待できる経済効果	3.0		
	提案内容の発想の柔軟性・創意工夫	3.0		
価格	技術提案等採用前の施工に係る業務委託料見積額について、価格評価算定表により評価		20.0	
合計			100.0	

2 評価

(1) 技術提案等の評価

技術提案等について、提出された提案書やプレゼンテーション等の内容により、総合的に各項目を評価し、次に示す評価に該当する点数により採点する。

評価	評価点
特に優れている	配点×1.00
優れている	配点×0.80
普通	配点×0.60
普通未満	配点×0.40

(2) 価格評価

価格の評価は、価格評価算定表のとおり、見積提案率（％）にて行う。

見積提案率(%) = (技術提案等採用前施工費見積額※ / 施工業務に係る予定価格) × 100
(小数点第3位を四捨五入)

※ 業務委託料見積書中の業務委託料見積額から技術協力業務委託料を減した額。

【価格評価算定表】

価格評価	見積提案率が90%以下の場合の評価点は20点とする。
	{90% < 見積提案率 ≤ 100%}における評価点 ・ {90% : 20点}と{100% : 0点}を通る直線式により算出される以下の yの値を評価点とする。 ・ 価格評価点算定式 $y = 20 \times (1 - x / 10)$ (小数点第2位を四捨五入) ・ x : (見積提案率 - 90) %
	見積提案率が100%の価格評価点は0点とする。
	見積額が技術協力業務、施工業務の各予定価格を超える場合は失格とする。

【価格評価点のイメージ】



第3 最優秀者の決定

評価点の合計点数が最も高い者を最優秀者、二番目に高い者を次点者と決定する。

ただし、評価点の合計点数が100点満点中60点に満たない者については、最優秀者又は次点者として決定しない。

また、審査委員の過半数が「普通未満」と評価した項目があった場合は、評価点に関わらず失格とする。

なお、合計点数の最も高い者又は二番目に高い者が2者以上ある場合は、技術提案等採用前施工費見積額が低い者を選定することとし、技術提案等採用前施工費見積額が同額の場合は、審査委員会の合議により決定するものとする。

第4 最終審査結果通知

最終審査の結果は、プレゼンテーション等の翌日以降、すべての提案者に対し電子メール及び書面により通知するほか、徳島市ホームページ上に公開する。この際、ホームページで公開する範囲は、最優秀者の名称とその評価点、その他の提案者ごとの評価点（例：B者 〇〇.〇点）とする。

なお、最終審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

第5 契約に関すること

1 仮契約の締結手続

徳島市と施工者が果たすべき義務及びその他必要な事項について最優秀者と協議を行い、合意に達した場合は作成した仕様書に基づく見積書を改めて徴収し、随意契約の方法により仮契約を締結する。

最優秀者と協議が調わない場合は、次点者を相手方として、上記の手続きを行うものとする。

なお、最優秀者（次点者を含む。以下「最優秀者等」という。）の決定後、仮契約締結に向けた協議において、最優秀者等の責めに帰すべき事由により協議が調わず辞退となった場合には、最優秀者等に対し、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を行う場合があるものとする。

2 本契約の締結手続

仮契約締結後、徳島市議会での議決を得て本契約に移行する。ただし、議決が得られず本契約に至らなかった場合において、徳島市はいかなる責任も負わないものとする。

なお、最優秀者等の決定後、本契約締結までの間において、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

3 施工業務に係る各年度の支払い限度額

施工業務については、令和6年度から令和7年度までの継続契約とする。

各年度の支払い限度額については、契約時に別途定めることとし、令和7年度の支払い限度額については、年度当初に前年度の支払い状況に応じて見直すものとする。

4 契約保証金

契約金額の100分の30以上（金銭的保証とする）

5 三者協定書

業務委託契約と合わせ、発注者と設計者及び施工者の間で、実施設計時に施工者等から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくための三者協議会の組織等について、協定書を締結するものとする。

V その他

第1 失格条項

応募者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 提出物に虚偽の記載又は不正があった場合。
- 2 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- 3 提出物が指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- 4 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

なお、審査終了後に事実関係が判明した場合においては、無効扱いとする。

第2 応募者数

応募者が1者の場合であっても本プロポーザルは実施する。

第3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、辞退届（様式17）を提出すること。

第4 要求水準書の位置づけ

- 1 要求水準書は、徳島市が危機管理センター（仮称）新築工事に関わる施工者に要求する水準等を示すものであり、事業全般に亘り遵守すべきものである。
- 2 要求水準書に定める水準（以下「要求水準等」という。）を満たすことが、本事業を実施する必須条件となる。
- 3 本プロポーザルに参加を希望する者は、要求水準等を満たす限りにおいて提案を行うことができるものとし、別に本実施要領で示す諸条件を遵守した上で本プロポーザルの提出書類を作成しなければならない。
- 4 要求水準書は、基本設計書とともに契約書に添付するものとする。

第5 提案書内容不履行の場合の措置

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本業務の完了時受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前であっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して、技術提案書内容不履行に関する措置として違約金等を請求する場合がある。ただし、VE提案項目が履行できない場合は、金額はそのままとし、基本設計書等の方法で行うものとする。